

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン

上越教育大学附属小学校

【基本方針】 学校では次の四つを基本方針として、全職員が共通理解して取り組む。

### ○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級、学年との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

### ＜三つの密＞

- ・密閉（換気の悪い空間にいる）
- ・密集（手の届く距離に多くの人がいる）
- ・密接（近距離での会話や発声がある）

### ○子どもたちの様子をよく「みる」

ウイルス感染への不安、外出や思い切り活動ができないストレス、生活習慣の乱れなど、子どもたちをよく「みる」ことを大切にする。

### ○学校生活への意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」という意識付けをする。

### ○学習内容の確実な実施

## I 感染症対策

### 1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者（疑いを含む）、医療従事者、外国にルーツをもつ児童やその家族等に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・学級担任等による新型コロナウイルスにかからないための指導を全学級で行い、正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別、感染者や濃厚接触者探し、いじめが生じないよう適切な指導をする。

### 2 学校における感染症対策

オミクロン株等の変異株への置き換わりが進む中で、全国的に再び感染拡大、県内、市内でも感染者が発生しており、子どもへの感染急増、学校での集団感染も懸念されている。1月19日に本県に「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたことを受け、より一層感染対策に努めることとする。

当校では、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2021.12.10 ver.7）、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針」（上越教育大学危機管理対策本部 2021.5.31 改定）等を基に、子どもの命と健康を守る対策を行っていく。

#### (1) 健康観察

##### ① 家庭での健康観察

ア 毎朝、保護者が登校前に検温と健康観察の結果を「健康記録カード」に記入する。

イ 発熱（37℃以上を目安、ただし個人差あり）や咳、のどの痛み、倦怠感など普段と体

調が少しでも異なる場合には、自宅で休養する。

ウ 児童本人のみならず、同居の家族に、イに示す症状がある場合も登校を控える。

エ 感染に対する不安により、登校を見合せたい場合は、無理せず登校を控える。保護者の申し出があれば、出席停止とする。出席停止の場合でも、家庭でオンライン学習を受ける場合は、「オンラインを活用とした特例の授業●●日」という表記で、通知表や指導要録に記録する。

オ 同居の家族の方で、感染者や濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることになった場合は、登校を自粛する。

## ② 学校での健康観察

ア 登校前に検温できなかった児童は、教室に入る前に検温し、異常のないことを確認後、教室へ入室する。

イ 欠席の連絡を受けた場合、「欠席聞き取り用紙」に記入しながら児童の様子を聞き取る。欠席連絡を受けた職員は、「欠席聞き取り用紙」を該当学級担任に渡し、学級担任は健康観察簿に添付する。

ウ 朝の会の健康観察は入念に行う。

エ 担任は児童の健康状態を「健康記録カード」及び健康観察で確認し、必要に応じて養護教諭（不在時は管理職）に知らせる。

オ 授業者は常時児童の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な児童には、積極的に声を掛け、早期発見に努める。

カ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は早退し休養させる。

## (2) 感染症対策の徹底

### ① マスクの着用

- ・校舎内では原則マスクを着用する。ただし、授業や休み時間等の「運動中」は、感染対策を講じた上で原則マスクを外す。その他、教員の指示によりマスクを外す場合もあるが、いつでも着用できるように、ポケット等に常時携帯することとする。
- ・マスクの種類は問わないが、正しく着用し、記名する。また、マスクを外す時にに入る清潔なビニール袋等を用意する。
- ・マスク着用による体調の異変を感じた場合は、担任に相談し一時的にマスクを外すことも可とするが、長期に及ぶ場合は個別に相談・対応することとする。

### ② 手洗いや咳エチケットの徹底

- ・休み時間の後は手を洗う。みんなが使用する遊具やボール等は、特に念入りに洗う。
- ・清潔なハンカチを携帯する。
- ・咳やくしゃみをするときは咳エチケットを守る。マスクをしていない時は、口や鼻を覆う。

### ③ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

## (3) 感染症対策の留意点 子どもたちと、3つの合言葉を徹底しながら感染対策を行う

### 3つの合言葉

○もくもく (給食の黙食、清掃の黙働)

○ごしごし (手洗い、うがい)

○ディスタンス (1m以上の距離)

① 教室、職員室等の換気の徹底[密閉対策]

- ア 教室内は、換気できるように窓を常時少し開けておく。換気扇や扇風機がある場合は、積極的に使用して換気を促す。気候に応じて、長袖、長ズボンの体育着を用意する。
- イ 休み時間には、窓や出入り口を広く開け換気する。
- ウ 教室・O S内では加湿器を使用し、適切な湿度を保つ。

② 児童同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

- ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離（前後左右1m）を置く配慮をする。
  - ・座席はつけず、できるだけ離す。
- イ グループ活動等児童が対面で活動する場合は、向かい合って大声を出さない、マスクの着用、換気の徹底、近距離や接触を避ける（1m以上の間隔を取る）などの十分な感染対策を講じて短時間（10分以内）で行う。

③ 手洗いの徹底について

- ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。
  - ・遊びや教室外での活動から教室へ戻る時には、必ずうがい、手洗いを行うようとする。
  - ・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、実習・実技等は特に入念に手洗いを行う。
- イ 状況に応じて手をアルコール消毒する。

④ 校内の消毒

- ア 教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童がふれる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、定期的に消毒する。
- イ 消毒作業は教職員で行い、児童には行わせない。

⑤ 教具・用具について

- ア できる限り教具・用具の共有は避ける。児童同士の教材・教具の貸し借りはしない。
- イ 共有した場合は、授業後必ず手を洗う。
- ウ 共有しなければならない教具・用具は適宜消毒液で清拭する。

⑥ 清掃時の留意点

- ア 不要な接触を避ける。全校縦割り班による清掃は、「まん延防止等重点措置期間」（1月21日～2月13日）は見合わせる。13：35には昼休みの活動や遊びを終え、汗の始末や手洗いをし、13：40からはマスクを着用して「黙働清掃」とする。
- イ 距離（1m以上）を保ちながら清掃するよう指導する。
- ウ すべての窓を大きく開けて清掃する。
- エ 終了後は必ず石けんで手を洗う。

⑦ 登下校時の留意点

- ア 登下校時にソーシャルディスタンスが取れる場合は、保護者判断の下、マスクを外すことができる。ただし、公共交通機関利用時（電車・バスの車内や駅構内）は、必ず着用する。
- イ 玄関口や遊具のある場所にとどまらず、すみやかに教室に行ったり、下校したりするよう指導する。
- ウ 帰りの会後、速やかに教室を出て、下校する。ただし、特別な事情により16:00まで在校する場合（放課後待ち）は、許可制とする。

⑧ 給食時の留意事項

- ア 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。
  - ・給食時は、オープンスペースを活用するなど、授業時よりもさらに座席間を離す（前後左右1m以上）配慮をする。
  - ・すべての児童の手洗いの徹底。
  - ・給食当番は引き続き手袋を使用して、箸やスプーンを配る、トングやおたまを持つ。
  - ・量を減らしたり、おかわりしたりする配膳は、ビニール手袋を着用して行う。
  - ・「いただきます」まではマスクを外さない。
  - ・対面給食をせず、「黙食」とする。
  - ・給食時の放送は、児童の会話や発声を誘うような内容は慎む。
  - ・食べ終わった児童からマスクを着用する配慮を行う。
- イ 給食当番は、使い捨て手袋を使用して配膳する。（使い捨て手袋は学校で用意）
- ウ 給食当番用として、抗菌加工エプロンを一人1着の専用利用（1年間）とする。給食当番や調理実習用として、また、地域の感染状況によっては、給食当番以外の児童もエプロンを着用して給食を食べる場合もある。使用後は、家で洗濯しアイロンをかけ、学校で衛生的に保管する。

#### (4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

##### ①教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行い、児童と同様「健康記録カード」に記入して提出する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。
  - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 勤務中は、授業中でも職員室でもマスクを使用する。ただし、飛沫を防ぐことができる場合は、マスクを外すことができる。
- エ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。
- オ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

##### ② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と児童、児童間の机をできるだけ離す。
- ウ 会議等の中止や短縮、オンライン化、業務場所の分散に取り組む。会議等を行う場合でも、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離（1m以内）での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。
- エ 職員の同居家族が、感染者、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることになった場合は出勤を自粛し、体調管理に努める。

### 3 出席停止について

#### (1) 出席停止として扱うもの

##### ① 児童の感染が判明した場合

- ・全部又は一部の臨時休業とする。
- ② 児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・濃厚接触者と認められる場合は、最低 14 日間は出席停止とし、症状を観察する。
- ③ 児童等に発熱等の風邪の症状が見られるとき
- ・速やかに帰宅させる。
- ④ 感染に対する不安により、登校を見合させたい場合
- ⑤ 児童が、緊急事態宣言が発出された地域（特定警戒都道府県）を往来したとの報告を受け、学校が登校自粛を促し、応じる場合
- (2) 「感染症診断通知書(治癒証明書)」の提出について
- 上記の①～⑤については不要とする。
- (3) 発生報告について
- 感染が確認された児童、濃厚接触者に特定された児童等について情報を得た場合は、附属学校課（附属小学校事務室）に報告する。

#### 4 学校休業等の基準

令和 3 年 2 月 4 日 第 34 回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定の「小中学校休業等の基準」、令和 4 年 1 月 29 日 新潟県医療調整本部「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に則り、次のとおりとする。

##### (1) 当該児童・教職員について

|     | 症状あり（※1）  | 濃厚接触者に特定（※3）                  | 感染が判明   |
|-----|-----------|-------------------------------|---|
| 児童  | 自宅で休養（※2） | 原則、7日間登校せず8日に解除（※4）           | 治癒するまで登校しない<br>無症状の場合、検体採取日から7日間を経過した場合には療養解除 |
| 教職員 | 自宅で休養     | 2日間にわたる検査を組み合わせることで、5日に解除（※5） | 治癒するまで出勤しない<br>無症状の場合、検体採取日から7日間を経過した場合には療養解除 |

##### (2) 臨時休業等について

|          | 児童等に症状あり（※1） | 児童等が濃厚接触者に特定（※3） | 児童等に感染が判明       |
|----------|--------------|------------------|-----------------|
| 附属小学校    | 休業しない        | 休業しない            | 全部又は一部の臨時休業（※6） |
| 周辺の学校    | 休業しない        | 休業しない            | 休業しない（※7）       |
| 放課後児童クラブ | 休業しない        | 休業しない            | 上越市教育委員会の判断による。 |

- ※ 1 : 発熱をはじめ、咳、のどの痛み、倦怠感などのかぜの症状。
- ※ 2 : 「出席停止」の日数として扱うことが可能。
- ※ 3 : 同居する者の感染が判明した児童、教職員も同様に扱う。
- ※ 4 : オミクロン株患者の濃厚接触者の場合。ただし、10日間を経過するまでは検温など健康状態の確認等が必要。
- ※ 5 : 濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者については、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合でも、5日に待機を解除することができる。ただし、10日間を経過するまでは検温など健康状態の確認等が必要。
- ※ 6 : 保健所と相談し、感染者の学校における活動状況等を踏まえ、臨時休業の要否、範囲、期間を判断する。あわせて、濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに、必要に応じて校舎の消毒等を実施する。(臨時休業を行った場合) 保健所、学校医等の意見を踏まえ、学校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には、学校を適宜再開する。
- ※ 7 : 感染した児童及び教職員の感染経路や活動範囲、地域の感染拡大状況を考慮し、保健所等と十分協議の上、感染者が発生していない学校や放課後児童クラブをいったん休業・閉鎖する場合もあり得る。

## II 教育活動

### 1 2月までの学校行事について（2月2日現在）

- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針」において、「レベル2」の活動制限となっている。<https://www.juen.ac.jp/099coronavirus/index.html>  
「まん延防止等重点措置」期間は、全校や異学年での活動や交流、学外からの人流を避ける。
- (1) 2月9日（水）3・4年生スキー教室は、中止とする。
  - (2) 2月14日（木）PTA三役会は、オンライン開催とする。
  - (3) 2月15日（火）新1年生入学説明会は、オンライン開催とする。
  - (4) 2月15日（火）PTAリサイクルセールは、中止とする。
  - (5) 2月17日（木）ふれあいデー・6年生を送る会については、集会型では行わない。

※以下は、「まん延防止等重点措置」期間の感染状況によって検討・判断します。

- ・1年雪遊び、2年スケート教室、5・6年スキー教室
- ・学校評議員会、PTA運営委員会・全委員会
- ・卒業証書授与式（在校生の参加）、離任式

### 2 学習について

- (1) まん延防止等重点措置期間中、校外学習については、原則行わない。
- (2) 調理を伴う飲食については、感染対策を記した計画書を提出し、管理職の許可の下で行うこととする。
- (3) 校外からゲストティーチャーや研究協力者等については、原則招かない。
- (4) 今後の学級・学年閉鎖、臨時休校等を想定し、全児童が毎週末 iPad を持ち帰り、オンライン学習ができるように、学校、家庭それぞれで準備を進める。
- (4) その他、各活動における留意事項を次のとおりとする。

＜いきいきタイム＞

- ・教室やO Sで歌唱は行わない。体育館などの広い場所で十分に感染対策（前後1m～2mの距離や換気）を講じた上で、マスクを着用して歌唱をすることができる。
- ・体育館や多目的ホールでダンスを踊る場合は、十分な間隔を取る。

#### ＜実践体育科の活動＞

- ・学級ごとの実施を基本とする。
- ・整列は両手間隔（最低1m）をとって行う。
- ・運動中は、感染対策を講じた上で原則マスクを外す。
- ・可能な限り、身体接触するような活動は行わない。
- ・活動後は、うがい、手洗いを行うようにする。
- ・必要以上に友だちと接触しない。

#### ＜実践音楽科の活動＞

- ・歌唱する場合は、十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じた上で、マスク着用を原則として行う。
- ・十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じながら、短時間でのリコーダーや鍵盤ハーモニカ指導を行う。
- ・前の学級の活動が終わるのを待つときなど、音楽室の前で密集する時間ができないよう行動する。

#### ＜実践家庭科の活動＞

- ・調理実習については、管理職の許可の下、感染対策を講じた上で行うこととする。

#### ＜休み時間の遊びについて＞

- ・三密を避けるため、体育館や多目的ホールの使用を割り当てる（スポーツプロジェクト）こととする。

### 3 保健室の利用について

多数の利用者、異学年の接触による感染拡大を防止するため、学級で対応できる場合（擦り傷や検温）は、担任が対応する。休み時間も緊急性のない来室は避ける。

### 4 子どもをよく「みる」

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動の変化を見る。</li> <li>・からだの反応を見る</li> <li>・以前と異なる表情や会話の変化を見る</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・たよりを通じて家庭と共有</li> <li>・関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用</li> <li>・できること、得意なことに着目した授業やみとり</li> <li>・複数の職員でよく観察する、情報共有する</li> </ul> |
|--|---|

○環境の変化により、不安や緊張から不適応や自死、非行等へのリスクが高まる可能性がある。

○児童や家族、地域などで感染者や濃厚接触者（疑い含む）が出た場合、差別的な言動、感染者捜しや感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族への誹謗中傷は現に慎むよう学校と家庭で指導する。また、感染者外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮を行う。差別や偏見など児童の様子を見逃さず、毅然とした態度で指導する。